

## 近世文学作品教材の意義の変化

——近現代における国語科教育の古典教材観の背景と課題——

大久保 順 子

近代以降の日本の国語教科書における近世文学作品の作品教材化と、近代以降の近世文学の受容、その作品観の形成の様相について、これまで井原西鶴、上田秋成、近松門左衛門、近世俳諧等の教材例をもとに幾つかの考察を行ってきた。西鶴や近松、秋成等の近世文学作品教材は、近代以降の作品研究史の背景や国語教育史上の様々な要因の影響を受けつつ、戦前、特に大正期から昭和初期に増加し、一種の「定番教材化」が始まることも検証された。「おくのほそ道」や「世界の借屋大将」のように、昭和初期から戦後の教科書に俯瞰される「定番教材」の例は、近世文学作品教材にも少なくない。

だが、教材が「定番」となっていく間に、指導者や学習者などの「読者」や社会が近世作品教材に求める意義や役割等には、様々な大きな変化が起こっている。教材観の変化の一端として、先の論考<sup>1)</sup>では大正期から昭和初期にかけての国語教育界の論争に触れたが、近世文学作品の位置の捉え方については、その前提となる明治期以降の教材観の本質的な変化から考える必要がある。そこで本論では、国語科の「近世文」「近世文学」作品教材の観点から確認しつつ、これまでに検討してきた各作品教材例の意義や、その背景にある問題を考える。「定番教材」が生まれ

る要因と動向についても、今日の国語教育史研究に指摘される論点を参照しつつ考察を試みることにする。

## 1 明治三十一年「国語教科細目」以前と以後——「普通文」と「近世文」

まず、近代日本の「国文学」の教育観が窺える文章として前稿<sup>②</sup>で言及した、芳賀矢一・立花銑三郎編、上田萬年  
関『国文学読本』（富山房、明治二十三年四月）の「例言」から、明治二十年代の古典文学観の例を再度確認する  
（傍線は引用者による）。

- ・一。此書は読者をして粗々国文学の通観を得せしめん事を期し、専ら教育上、並に文学上の目的を以て編纂せり。
  - ・三。此書散文のみならず并せて韻文をも収めたるは、両者はともに相待ちて始めて一国の文学をなすものなればなり。
  - ・四。戯曲、小説、俳句、狂歌の如きは従来我文学上殊に賤め来りたるものなれども、是亦一種の光彩を文園に放つものなるを以て、此書には其模範として最も高雅なるもの若干篇を選出したり。
  - ・八。此書古代に略にして近代に詳なるは、普通文の模範とすべきもの彼に在らずして此に在ればなり。徒に高尚なる古文を今日に通用せしめんとするが如きは編者が志にあらず。  
（『国文学読本』「例言」<sup>③</sup>）
- この「例言」の前提には、近世以前の文学のうちの、殊に「韻文」や雅文芸を尊重する作品観がある。本来俗文芸的な「戯曲、小説、俳句、狂歌の如き」を「従来我文学上殊に賤め来りたるもの」とする考え方は、伝統的な雅文芸観に基づく。当時の『小説神髓』的な散文小説観に対峙するかのように「散文」と「韻文」の「両者はともに相待ちて」との調和的な様式観を呈示しつつ、文章表現のための「普通文の模範」や「是亦一種の光彩を文園に放つもの」を求める点に、作文教育や近代的「文学」観の意識も窺われる。

「八」の「徒に高尚なる古文を今日に通用せしめんとするが如きは編者が志にあらず」という論調の方向は、その

後の芳賀矢一の『国文学史十講』（明治三十二年）の態度や、国語教育論争における中等学校の古文教育偏重批判、漢文教育廃止論等などにもみられる。また、「普通文の模範」の「古代に略にして近代に詳なる」教材構成とは、今日でいう古文教材のうち、上代平安よりも中世近世を「詳」とし「模範」とするといふものである。

「近世文近古文」を「普通文の模範」とする「此書」の国語教育観は、明治二十年代の幾つかの教科書にも共通している。「近代に詳なる」「普通文」の「文範」的文章の教科書採録の代表的な例は、信木伸一の指摘する明治十年代の読本教材『本朝文範』等である。言文一致運動の進むこの時期、従来の「書き言葉」（文語文）に代わる通用の叙述文体が要求され、「普通文」の文章表現が工夫された。明治二十年代の中学「読本」教科書の例では、逸見伸三郎編『中学国文読本』（吉川半七、明治二十六年）<sup>5</sup>、卷四上の教材に「第一述懐（本居宣長）」「第二塙檢校（佐々木高行）」「第三彰考別館の記（安藤為章）」「第四英文熟語叢序（近藤真琴）」……と、近世幕末明治の文章が混在する形で配列編集されている。新保磐次編『中学国文読本』（金港堂、明治二十八年）<sup>6</sup>等も同様である。明治十～二十年代の「普通文」と「近古近世文」の距離はそれほど遠くなく、当時の指導者や学習者にとっても「時代の近い」、連続感のある文体だったとみられる。「読本」「作文」で口語文と文語文両方の理解と習得が求められることと併せて、「近世文」は中古文・近古文よりも「初等」の位置付けにあり、古代の文章と違う「近世文」が「普通文の模範」たる文章の例とされた、と考えられる。近世文の教材は、古代語よりも遥かに明治に近い、「近世言語文化からの脈絡」<sup>7</sup>で捉えられている。

この「普通文」の「文範」の意識は、明治三十～四十年代の「読本」教材の範囲や基準の観念にも影響を残している。

『尋常中学校教科細目調査報告』（文部省高等学務局、明治三十一年）は、その後の中学校令改正と高等女学校令公布（明治三十二年）、中学校令と高等女学校令の施行規則制定（明治三十四年）、中学校教授要目制定（明治三十五年）といった明治三十年代の「国語科」の制定と整備及び指導課程の方向性を示すものとして、諸論考<sup>8</sup>でしばしば指摘される資料である。ここに記される中等学校の（小学校国語教授以後の一層の理解力・運用力の発達を目的とした）「国

語科ノ本旨」に定義される「国語科ヲ分チテ講読、文法、作文ノ三科トス」の中の、各学年級ごとの「講読科」の指導内容と、例示される具体的な作品教材を、「近世文」や近世文学作品の扱いの観点から改めて注視してみる。

・(第一学年級)「小学読本トノ連絡ヲ図リ今文ヲ要ヒテ」「現代作家ノ平易ナル記事文叙事文等ヲ探ルヲ可トス」「邦人ノ作レル漢文(大日本史日本外史ノ類)ヲ今文ニ訳シタルモノ又ハ外国語ノ翻訳文ニシテ雅馴ニシテ文範トナスヘキモノハ勉メテ之ヲ探ルヘシ」

・(第二学年級)「但今文ニハ論説文ヲ交フ又今文ニ最モ近キ徳川時代ノ近世文ヲ加フ其比例ハ今文八近世文二トス近世文ニシテ探ルヘキハ橘南谿ノ東西遊記伴高蹊ノ近世崎人伝貝原益軒ノ訓誠書類成島司直ノ徳川実記附録等トス」

当時の現代文「今文」の指導に対する「古文教材」指導の比重の点から確認すると、まず、第一学年級が小学校課程の連続で「今文」中心、第二学年級に『東西遊記』『近世崎人伝』等「今文ニ最モ近キ徳川時代ノ近世文」が「今文八近世文二」の割合で取り入れられ、それ以前の作品が(今文に近い時代から)第三学年級以降に段階的に指導されていく。

・(第三学年級)「更ニ鎌倉室町時代ノ近古文ヲ加ヘ漸次古文学ヲ翫味セシム其比例ハ今文五近世文三近古文二トス」

(い) 今文 古文中ニハ現代ニ関スル智識ヲ欠クコト多ク且ツ直ニ採リテ作文ノ模範トナスヘカラサルモノ多シ故ニ今文ニ於テ其欠ヲ補ハンコトヲ期スヘシ

(ろ) 近世文 前学年ノモノニ比シテ文辞思想ノ一層高尚ナルモノヲ採ル室鳩巢ノ駿台雑話安藤年山ノ年山紀聞新井白石ノ読史余論本居宣長ノ玉勝間ノ類抄略

(は) 近古文 保元平治物語神皇正統記十訓抄樵談治要ノ類抄略

(に) 韻文ハ主トシテ今様歌

「古文」作品教材に「現代ニ関スル智識」「作文ノ模範」が不足し「今文」でそれを補う、という考え方には、国

語科の様々なテキストに作文の模範、「文範」を求める意識が窺える。第三学年級で『駿台雑話』や『読史余論』等の随筆類の「文辞思想ノ一層高尚ナルモノ」の文が挙がるところに、近世以来の学芸的な「文範」の意識<sup>9</sup>をみる。その他、「玉勝間」等の近世文が三割、近古文（中世）の軍記・説話類が二割、五割が今文である。

第四学年級、第五学年級では今文が三〇四割となり、近世文教材は随筆や読本、和歌や韻文、擬古文等に及ぶ一方、より古い時代の教材の比重が増していく。

・（第四学年級）「更ニ平安朝ノ中古文ヲ加フ其比例今文四近世文二近古文二中古文二トス」

（い）今文 今文ニ関スル注意ハ第三学年級ノモノニ同シ詔勅法令上書等ヲモ含有セシムヘシ

（ろ）近世文 新井白石ノ折焚柴ノ記太宰春台ノ経済録ノ類抄略（注意）稗史ノ類ト雖モ教育上ノ目的ニ戻ラサル限りハ之ヲ採ルヲ可トス

（は）近古文 徒然草方丈記等ノ抄略

（に）中古文 今昔物語土佐日記落窪物語ノ類抄略

（ほ）古今集ノ抄略其他中古近古歌人ノ詠草

・（第五学年級）「今文三近世文二近古文二中古文三トス」

（い）今文 外国文学ノ翻訳ヲ加ヘテ東西文学趣味ノ異同ヲ翫味セシム

（ろ）近世文 加茂真淵（加茂翁家集）本居宣長（鈴屋集）村田春海（琴後集）橘千蔭（うけらか花）等ノ擬古文

（は）近古文 謡曲ノ文二篇若クハ三篇増鏡抄略

（に）中古文 大鏡今鏡栄華物語等抄略

（ほ）近世歌人ノ和歌 加茂真淵香川景樹千種有功井上文雄等ノ和歌

第五学年級ではその他、「国文学史」指導として、「毎週講読科ノ一時間ヲ用ヒテ廿回以内」の「国文学史ノ概略」  
「一著名ナル文学時代ノ区分ノ二著名ナル文学者ノ伝記ノ三著名ナル著作物ノ四各種ノ文体歌体」を「教授要領」

に掲げている。また、「(附言)本講義ニ於テハ本邦ノ漢学ヲモ度外ニ置クヘカラス又上古文学(古事記萬葉集等)ノ一班ヲモ窺ハシムヘシ」、等の配慮が示唆されている。上古中古の「古代文」が文範として明治より「遠く」、第二学年級の「今文ニ最モ近キ徳川時代ノ近世文ヲ加フ」とする考え方は、明治三十五年「中学校教授要目」の国語科の「今文・近世文・近古文」講読と「国文学史」の上古・中古文の指導、という方針にも影響している。

このように近代の「近世文」教材は、当初(当時の)今文に、最も近い「位置付けから出発した。「作文ノ模範」の文章観に加え、近世後期までに定着した伝統的「学芸」観、すなわち雅文芸や擬古文の高尚な「品位」ある「文範」の意識が、「近世文」の教材選択にも働いている。それらは学者や歌人等の和漢の学芸に基づく文体の文章であり、『尋常中学校教科細目調査報告』の「近世文」は、草双紙や川柳、浮世草子や滑稽本など「従来我文学上殊に賤め来りたるもの」を含まない。大正期から昭和初期以降の国語教科書に、所謂「近世文学」教材として西鶴や近松等が採用されるようになったこと自体、明治期からみる国語教育史上の教材観の大きな変化だったというべきだろう。

## 2 文範から文学教材へ——明治末以降の「近世文」の位置の変化

明治二十年代の国語教科書の「普通文」と「近世文近古文」は、現代の読者の視点から見ても文語体に近く、近古近世から明治までの「文範」の連続性を感じさせる教材であった。だが、その二三十年後の明治四十年代までに、新聞や一般雑誌等の文章は「普通文」から所謂「現代文」的なものへと変化し、近世文近古文のテキストを「現代文」作文の「文範」として用いることは難しくなっていく。

明治期の国語教育界では、国学的な伝統的学芸観に列なる「文学史・古文漢文の指導」の主張と、近代国家日本の全国民教育普及のため「改良」した「国語指導」の主張との議論が、長期的に続いている<sup>10</sup>。その後、教授要目の改正、明治四十四年の「国文学史」科目の撤廃から、昭和六年の「国文学史」科目復活に至るまで、国語教材をめ

ぐる著しい論争が起こる。この時期に、近世文を含む古典的教材の指導目的が「文範」から離れ、「国文学史」な作品理解に基づく「国民性の涵養」へと方向づけられていく動きがみられる。

「国文学史」科目は「今文・近古文・近世文」を扱う「講読」に對する科目として明治三十五年に制定された。「上古・中古」の文学を扱うものであり、「国文学史」「講読」によつてオーソドックスな「奈良・平安・鎌倉・室町・江戸」各時代の教材編成の流れが整つてきた。これが文学史的な「古文」科目のカリキュラム観の出発点であり、後の国語科教育の一般的な「古典」「古文」の概念につながつた位置付けといえよう。

明治二十年代には、「近世文」から時代を逆行して上古中古の文語習得に至る、まさに「古代に略にして近代に詳なる」(前掲『国文学読本』)、上田萬年らの「文体」指導のような概念があつたごとく、実際に教科書ごとに多様な「国文学史」観が展開されていた。<sup>1)</sup>しかし、明治三十年代以降の「国文学史」の目的は、国文学による「国民性の涵養」へと「一元化された」、<sup>2)</sup>と八木雄一郎は指摘する。ここには、江戸時代以前の国学的「文学」観や学芸観を脱しようとする芳賀矢一『国文学史十講』(明治三十二年)等の論調の影響も考えられる。芳賀は、「書かれたもの、即ち製作物の歴史」かつ「国民の思想感情の歴史」としての「国文学史」を求め、前近代的な美文崇拜を批判し、中等教育における漢文科目の廃止や、現代文の作文や訓読文・翻訳文指導、国民的文学の「心性」の教育を主張した。このような論調の中で、かつては「文章の規範(文範)」的であつた「近世文」教材の位置付け<sup>3)</sup>もまた、「国文学の理解」を目的とする近代以降の文学教育にふさわしい、「近世文学」教材へと変化していったと考えられる。

作文教育においても、過去の「文範をもとに文章を書くこと」から「現代文」として「作文すること」へと、「書くこと」の国語教育が変化し、その作文の規範となる「現代文」が求められてくる。一方、読解指導上のテキストを「読む」意味が古典的な学芸観から離れ、「文学作品として読む」方向へと変わつていく中で、ある種、今度は新たな「文学」的「範」を求め、それを共有しようとする志向性が生まれてくる。明治三十年代以降の国語教育界には、近代的文学史観の進展と「国文学」の実証的研究の成果、諸研究者の主張が影響を与えており、近世文学作品の場合も「近世国文学研究」の動向と国語教材化の動きが連動している。従来の学芸の意識からは「文範」ではあ

りえないであろう近松や西鶴が、時代区分上「近世文学」の枠組みの中の作品とされ、他国にない独特の「思想感情」の「製作物」とみられ、「国民性の涵養」を目標とする教材化に向かったといえよう。

その間、日常で使用される文体と古文表現との乖離は、さらに進んでいる。明治三十年代以降の「国文学史」科目は、折からの中等教育の「普通教育化」の風潮のもとに、古語や古文を偏重する「普通教育的ではない」科目とみなされ、明治四十四年に一度廃止された。作文教育や漢文講読は教育課程に残るが、「国文学史」廃止と実用的作文教育を主張する側、対して古語古文漢文指導の必要性を主張する側とが、対峙し闘ぎ合う論争は、その後も続いている。前掲八木論文はこのような当時のカリキュラムの状況を、「明治以降の『現代文』の『国語』と『近世以前の『古典』の文章』という概念の分かれ目の『黎明期、揺籃期』と位置づけている。大正期の国語教育界に起こった『近世文』を含む古文教材に関する論争は、このような状況を背景としていた。

### 3 大正期以降の教材観の変化——「現代文」「古文」「漢文」

日本近代の「国語」教育制度が整備拡充され始める一九〇〇年頃から三〇年前後にかけて、旧制中等学校「国語」読本や副読本、文芸読本が多数刊行され、それらはある種の「日本型教養形成の基盤」<sup>15</sup>となっていく。特に大正期は、「文芸同人誌や出版ジャーナリズムによる雑誌」の「活発な文芸創作」により、現代文の新しい作品も多く享受される背景があり、その一方で、「国語科」において「もはや明治期と同じ指導方法が困難である」という自覚に基づく議論が活発化している。当時の保科孝一主幹『国語教育』（育英書院、大正五、十五年）<sup>16</sup>に、大正七年（一九一八）の小学校教授要目改定と『尋常小学読本』改訂修正、大正八年（一九一九）の中学校令及び施行規則の改正等をはじめ、中等学校の国語教育の諸問題が論じられており、本論でもそれらを参照することとする。

「中学校制度の拡充された一九二〇年代に在籍中学生が大幅に増加した」<sup>17</sup>時期、「国語」読本は当時の「現代文」中心に編集される傾向を強めていった。この新傾向の下、主に①諸教授要目の改定の動向に伴う小中学校国語科の

「漢文」教材の是非、②国語教育で新しく教材採用が進む「現代文」の指導方法の摸索について、それぞれ論争が起きている。

①中等教育における「漢文」指導の是非は、国語政策上の漢字制限の主張やそれに対する反論等とも関連して、明治末頃から盛んに議論されてきた。

・我等は漢字の不適當を認める以上、漢字から来る障害を軽減する事なしにその儘何時迄も堪へ忍ぶ事は出来ない。(中略)漢文科を廃しても、規程に定められた漢文科の目的は、総て国語科の力で十分に達せられる。(阿保談二「中等教育に漢文科存置の必要ありや」『国語教育』第3巻第5号、大正七年五月)

・国文家は国粹を高唱して、漢文を以て全く外来のものとし、之を排斥せんとする傾がある。焉んぞ知らん漢文は国文の一種であつて、云はゞ異母兄弟である。(中略)要するに決して相反目すべきものではなく、寧ろ互いに相助け相補ふべき性質のものである。(山口察常「漢文の意義を述べて其の中学課程に及ぶ」『国語教育』第3巻第7号、大正七年七月)

石毛慎一の指摘<sup>18)</sup>によると、明治三十五年「中学校教授要目」制定以降、「国語科」の成立とそのカリキュラムの増強が図られ、「漢文科」の授業時間数は「国語科」に比して減少し、その時期が帝国憲法発布後の「国体論浸透期」<sup>19)</sup>「漢文劣位期」にあたるとされる。明治末の中学校令改正後に漢文と国語の時間数は多少修正され、バランスを保つ形となった。その状況下で、国語科の「読本」教材における実用作文教育の主張と古文漢文指導の主張の対立はなおも続き、「漢文科」の要否も論争となっている。保科孝一「中学校の学科課程について」(『国語教育』第七巻七号、大正十一年七月)には、中等学校五年間の一・二学年で「漢文書キクツシ文」を教え、漢文指導を三年生以上に設けるといふ「学科課程教授時数改正案」(大正十一年五月の中学校長会議の提案)の報告例もみられる。

②「現代文」指導重視の論調の高まりにおいても、「はじめて漢文を学ぶものが、数千年前の文章を読まされるのであるから、語学教育の原則から見ると、まったく逆になつてゐる」「口語よりはじめて文語に移り、現代語より出発して古代語に到達するといふのが当然の順序になる」(保科孝一「現代語に重きを置け」『国語教育』第七巻第二

号、大正十一年二月)といった主張に、近世以前の漢学や古典学の学芸習得的な方法から脱却しようとする意識が窺われる。例えば、漢学教授の山田麒太郎は寄稿文の中で

・[注・木枝増一]『現代思想文選』(東京宝文館、大正十三年)について「さすが厨川白村氏以外は一人も故人のものではなくまた文語文のもの一つもないのである。私はこれらの点から現代文といつてもそのはんいはきわめてあいまいであるといつたのである。(中略)書名を現代文範といわず、明治大正時代文範と名づけられたことは、まことに当を得たものといわねばならぬ。文部省で教授要目を選定された時、果して現代文とゆうそのはんいが、はつきり定つていたかどうか考えさせられるのである。

(『現代文について思ふところ』『国語教育』第十卷第十号、大正十四年十月)と指摘する。明治と大正の「文範」の隔たりや「現代文」の範囲の揺らぎ、大正期の現代文に適した教材の選定の議論や指導法の摸索が問題となっている。

大正時代の国語教育界において、「近世文」を含む「古文」作品教材の扱いは、この「現代文」と「古典」「漢文」の教材の「要否」の論争の中にある。明治前期の「文範」的「近世文」ではない、「国文学史」的観点からの「近世文学」の「文学教材」観が強くなっている。加えて、国語教育全般の「文学教育」の傾向や、綴方の自由作文教材法などの主張、第一次大戦後にさらに強まる国語教育の「国民性の涵養」の意見等が錯綜しつつ、当時の教材観が形成されている。大正期から昭和初期にかけての西鶴作品等の「近世文学」教材採用の増加傾向、それに対する垣内松三らの批判的論調、藤村作ら近世文学研究者の肯定的論調の議論<sup>⑨</sup>等も、この近代以降の「文学教育」観を前提として展開していたといえるだろう。

古文教材全般では、大正期に「口語文の現代文」の定着と相応した「古文」の講読の重要性が唱えられ、教科書に「古文」「現代文」の教材が並置されることとなる。保科孝一をはじめとする「上古文と中古文の撤廃反対」の主張もあり、「近古近世文」を文範として採る思想が残存した明治期の中学校令以降、当初は教材採用が認められなかった「上古」「中古」を国語科教材に採用すべきとする論調は、昭和初期まで続く。「国文学史」科目の廃止後も、

大正（昭和初期）の国語科「読本」教科書の中の「中古文」教材は徐々に増加し、実質、上古文中古文の教材を採用した教科書が検定に合格し中等学校で採用されている。この時期、保科孝一の論調は「古典の文範性の消失による」とまどいや苦悩は感じられず、軽やかに国民性や品性といった情緒的、ナシヨナリスティックな言葉で古典教育の意義を説く<sup>20</sup>と菊野雅之が指摘するような態度となっているが、その考えは保科一人だけに限らなかつた。昭和四年（一九二九）六月の文政審議会総会で可決された「中学教育改善案」では「祖先伝来の国民性を基礎としたもの」を教材観として「国民性の涵養」の意義が謳われ、昭和六年（一九三一）「国文学史」科目の復活に至る。以降は、かつての雅文体的「文範」の意識からは離れた、「国文学史」的な上古く近世の作品の教材観が定着し、今日にもつながっているとみられる。大正十年、当時の東京高等師範学校教諭であつた玉井幸助は、「現代文」「古典」の考え方について、次のように示す。

・今日、中等学校の読本として行はれてゐるものは、「現代の国文を主とし進んでは近古の国文に及ぼした」教材を雑輯したものを正読本とし、古典的国文の抄本及び現代文読本等を副読本としてゐる状態である。（中略）私は今よりもづつと多く現代文を読ませねばならぬと思つてゐる。（中略）併し現代とは推移の一区画であり、進歩の一部分であるから絶えず変遷する。従つて現代文読本は絶えず改訂を要する。

・但し中等学校の国語教育は、ただ現代だけに止る事はできぬ。古典の中の優れたものを選んで、一通りこれを味はひさせるといふ事は、国民性の依つて来る所を知らしめる上に甚だ大切な事である。そこで古典読本の編纂が必要になるのである。

・此の読本は今日行われてゐる抄本類の如きものでよからうと思ふが、材料を今少し広く求め中学校令で近古文まで制限してあるのを撤廃して、上代からの名著を一通り系統的に味はひさせるやうにしたい。それには一冊の読本中に数種の名著を併せ編するやうな抄本がよいと思ふ。なほ此の抄本には、単に所謂国文のみに止まらず、我が国民思想に影響を与へた漢文中からも広く材料を採つて、これを仮字交り文に書き下した抄本をも加へたいのである。

・かやうにすれば古典読本は材料の選択一度宜しきを得るに至れば永く改訂の必要を見ない。我が国の中等学生としては総てが皆数代の間同じ読本を学習する事になる。国民性の根柢は、かゝる固定的読本によつて共通に養われるから、国民性結合の上からも甚だ有利である。<sup>①</sup>

〔古典教材と現代文教材〕『国語教育』第六卷第五号）  
「絶えず変遷」し「絶えず改訂を要する」現代文教材と、「国民性の根柢」が「固定的読本によつて共通に養われる」古文教材、という位置付けは、その後の国語科教材のあり方を象徴するような意見である。この他にも玉井は、近世作品教材の村田春海『琴後集』『月花のあはれをことほる詞』の例を引きつつ、「中学校国語教授の上に擬古文が如何なる価値を持つてゐるか」を説いている。

一は（中略）読書能力の修練即ち国語の形式的陶冶の上に有効である。二は語彙を豊富にし、現代語と古語との関係脈絡を知らせ言語としての国語に対する深い智識を授けることが出来、従つて国語運用上、即ち作文の上にならぬ効果がある。新しい国民が新しい国語を作つて行くには、その国の古語の智識が最も穩健な指導者となるものである。三は文章に対する作者の骨董趣味的脱俗の気分が、生徒の性格に余裕といふ大切なものを附与してくれる。  
〔擬古文の教授〕（『国語教育』第七卷第六号、大正十一年六月）

近世の擬古文の文雅の享受が学習者に与える精神文化的影響を期待し、かつ「現代語と古語の関係」をつなぐ近世文学教材の意義を認識した教材観といえよう。教科書を介して学習者⇨国民に受容される「カノン」<sup>②</sup>としての文化の共有が要請されるものが「固定的読本」となり、その志向性が古典的作品の「定番化」の要因となる。有名な古典作品教材が「定番化」されつつある当時、「近世文学」や古典作品教材の意義は「新しい国語を作つて行く」ものとしても認識されていたと考えられるのである。

しかし昭和初期の国語科教材では、「国民性の涵養」を意識した「国文学」の中の、現代文（近代以降）と古文（近世以前）との間に境界線が移行し、その区分の考え方が現代の古文教材観にも影響を与えることとなる。前掲八木論文の指摘する、「近世以前の作品」⇨古文（古典）という国語教材の概念の定着、さらに、近世と中古中世との

「境界線」の次第なる「解消」、という点に注目したい。以降、「現代語」と「古語」とに分かれた概念によって、その間の「関係脈絡」は、玉井幸助が当時予想したと思われる程度以上に、学習者にとって乖離し、「国語運用上」の効果の難しいものとなっていないだろうか。

近世文学において雅文体とはいえない西鶴の「大晦日は合はぬ算用」や近松の浄瑠璃等の作品も、この頃から「定番」の古文教材と化していった。本来「古典」ならざる俗文芸、「従来我文学上殊に賤め来りたるもの」（『国文学読本』）が、近代以前の作品として国語教科書で「古文」「古典」に扱われていく。変化した文学観の定着と、近世文学教材の「定番化」が、期をほぼ同じくして起こっている。近松や西鶴の作品は「現代文との差異」をもつ「古文」として、「古典文学に類する」「日本国民文化の涵養」の価値が近代以降に認知されたことにより、教材化が進んだとみられる。かくして、明治期の「文範」「普通文」の意識に照らして出発した近世文の教材観は、昭和初期の「国民文学」的国文学史の「上古・中古・近古・近世」の概念による「古文」教育の文学作品教材観となって定着するに至ったといえる。

#### 4 戦後から現代へ——「現代文」「古文」「漢文」の中の「近世文学」の位置と課題

国語科教材における、近代文学以降の「現代文」と近世文学以前の「古文」という概念は、第二次大戦後の国語教育でも続く。戦時下で一時期極端なものとなり、敗戦により色を失った「国民性の涵養」は、昭和二十年（一九四五）以降の日本社会において、「日本人の基礎的素養を培うもの」「基礎学以前の日本の常識学<sup>28</sup>」といった国語科の指導目標に位置付けられたとみられる。

「現代文」と「古文」の間の乖離はさらに進み、明治と同じ「文範」の様式はもはや求むべくもない。佐藤泉は、昭和三十五年（一九六〇）の中等教育の「現代文」「古文」科目の設定において、かつての「国文学史」的時代区分（古代・中世・中古・近世）と「現代文」との教材配分が引き継がれ、古文と現代文との乖離が決定的となったと指

摘する<sup>24</sup>。しかし近世文学作品教材の位置づけは、国文学史及び「文学教育」の枠組みにそのまま残った。そのため、ハルオ・シラネの指摘する戦前からの古典教材の「カノン化」<sup>25</sup>の問題は、近世文学作品においても依然として存在する。戦後の国語教科書においては、『太平記』『神皇正統記』『国姓爺合戦』<sup>26</sup>等、皇国史観的な部分の要素が退けられる等の教材選択の措置がとられている。だが、それら以外は、国文学研究や国語学研究の深展の成果による作品観や教材観を擁しつつ戦後も連続して採用され、多くが「定番教材」化している。「範」の方向性は変更されても、「範」を求める志向が残ることで「定番教材」は続いている。

現代の日本の中等教育の古文教材では、中古文学が「古典」の要諦と位置付けられている。国文学や文学史の研究成果を受け、古文文法指導に留まらず、『古今和歌集』序文に象徴される王朝文化や和歌の価値観、精神的「心性」が、古典教育の「規範」として共有されることが求められ、指導目標ともなっている。

そのような今日状況において、中古から遥かに「時代の下れる」ものとなった「近世文」すなわち近世文学教材作品の位置づけは、微妙である。「現代文」教材と大別された「古文」教材の中で、「近世文学」作品は、室町時代以降の歴史的な社会文化を背景とした複雑な近代語としての文法をもつ。王朝文学や伝統文化の規範的語彙と古代語文法という、基本的な「古文」の学習内容をもつ教材としては、中古文学作品の方が優先順位の高い扱いとなっている現状がある。それに対し、江戸時代が確かに古代より現代に近いとはいえず、古文の学習者にとって「近世文」の文章は「現代文」と「距離が近い」ものではない。明治期の言文一致運動の頃の「読本」教科書教材の「比較的現代文に近い」文体習得教材の扱いは、全く逆転した位置に今の「近世文」はある。そして、雅文芸と俗文芸の両面を持つ「近世文学」作品は、それ自身が王朝文学のような「規範」としては一元化されにくい。

その一方で、昭和初期以降の文学史的な「定番」作品の扱いは固定的なままである。国語科教材の「現代文」「古文」「漢文」の枠組み自体、二十世紀の国語科教育の学校教育文化によって形成されてきた概念であるといえる。平成以降、二十一世紀において、その枠組みで容易に解決できない指導上の問題が起こっていると思われる。もとより明治期まで常識的だった学芸や雅文芸と俗文芸の意識は、現代の一般読者には非常に希薄なものとなっており、<sup>27</sup>

古文教育における「伝統的文化」の概念そのものが理解されにくくなっているのではないか。古文の文法や語彙の習得の基礎は「現代語」からさらに遠ざかり、新学習指導要領や実用的コミュニケーション重視の傾向の中で、言語文化を支える「国語の形成的陶冶」や「脱俗の気分」はおろか「古文教育」「文学教育」自体の危機も懸念されている。昨今では、近世文学作品か否か以前に、古文作品全般の基礎的指導の困難さも課題である。

近代以降の国語科教育が志向した「古典の価値を自明視する」ような「日本型教養」の考え方が未だに、漠然と、だが強固に「定番」のごとく続いている感がある。しかし、「古典」的な学芸観から変化し、近代以降の国語科教育と国文学研究により形成されていった各作品の教材観が、今後大きく変化する可能性はある。「古典の価値の自明」はもはや多様化する社会に対応していないのではないかという意見も叫ばれる今日、現在の「古典教育の理論的根拠」の「再検討」が、古文教育の指導目標を考える上で深刻に問われている。本論では改めて教材観の前提と問題の所在について考察したが、「近世文学」作品教材の意義も、この古文教材全体に関わる問題の視点から今後追考したい。

## 注

- (1) 拙稿「西鶴作品教材化の背景と「古典教育」観——藤村作の中学国語教科書編集と近世作品教材の例より——」(『文藝と思想』76、二〇一二年二月)
- (2) 拙稿「国語教材としての『近世俳諧』——文学史的指導上の問題点と「俳言」——」(『文藝と思想』83、二〇一二年二月)
- (3) 国立国会図書館デジタルコレクション画像 ([info.ndljp/pid/868097](http://info.ndljp/pid/868097)) (二〇一九年十月参照) より引用。以下、本稿では各書の引用本文の字体を現行の字体に適宜改めた。
- (4) 信木伸一『明治初期和文教科書の生成——「本朝文範」における「普通文」への歩み——』(溪水社、二〇一七年十二月)。明治十四～十五年の『本朝文範』刊行には「普通文」文範の意識が濃く、近世文では本居宣長等、あるいは群書類従など近世叢書からの古典作品を採用したテキストが作られている。

- (5) 国立国会図書館デジタルコレクション画像 ([info.ndljp/pid/868116](http://info.ndljp/pid/868116)) 参照。
- (6) 国立国会図書館デジタルコレクション画像 ([info.ndljp/pid/868524](http://info.ndljp/pid/868524)) 参照。
- (7) (3) 信木論文。
- (8) 野地潤家『国語教育通史』(共文社、一九八五年)等。
- (9) 井上泰至・田中康二編『江戸の文学史と思想史』(ベリかん社、二〇一一年十二月)参照。近世において「漢詩漢文を読み書きする能力」を学ぶ、則ち「儒学・漢学」に支えられる前提の学芸全般(儒学、国学、老荘、史学・軍学等)の領域を考える。
- (10) 八木雄一郎「国語」と「古文」の境界線をめぐる対立——尋常中学校教科細目調査報告(1898(明治31)年)における上田万年と小中村義象——(全国大学国語教育学会『国語科教育』61、二〇〇九年)
- (11) 鈴木貞美「明治23年〜日本文学史の季節」(『日本の「文学」概念』、作品社、一九九八年十月)
- (12) (10) 八木論文。
- (13) 菊野雅之「文範として把握される古文——明治期教科書編集者新保警次を通して——」(『読書科学』55巻4号、二〇一三年九月)
- (14) (1) に同じ。
- (15) 武藤清吾『芥川龍之介編「近代日本文芸読本」と「国語」教科書——教養実践の軌跡——』(溪水社、二〇一一年二月)
- (16) 以下、本論での引用本文は『国語教育』第一巻〜第三十三巻(大空社、一九九三年)による。
- (17) (12) 武藤論文。
- (18) 石毛慎一『日本近代漢文教育の系譜』(湘南社、二〇〇九年二月)。明治期以降の漢文教育を、近代儒学踏襲期⇨漢文絶対期(明治五年〜明治二十七年)、国体論整備期⇨漢文讓位期(明治二十七年〜明治三五年)、国体論浸透期⇨漢文劣位期(明治三五年〜明治四四年)、国体論硬直期⇨国漢対等期(明治四四年〜昭和二〇年)とみる。昭和十年代以降、硬直した国体論下では、漢文教材に超国家主義や軍国主義の傾向も伴ってきたとする。
- (19) 拙稿「戦前の国語教科書と西鶴浮世草子——「蚤の籠ぬけ」教材と作品受容——」(『日本文学』63巻1号、二〇一四年一月)
- (20) 菊野雅之「古典は誰のものか——保科孝一の言説をきっかけに——」(『横浜国大国語国文』37、二〇一九年三月)
- (21) 玉井幸助「古文読本と現代文読本」『国語教育』(第六巻第五号、大正十年五月)
- (22) ハルオ・シラネ、鈴木登美編「創造された古典——カノン形成・国民国家・日本文学」(新曜社、一九九九年四月)
- (23) 船津正明『国語科教育研究 第二版』(梓書院、二〇一〇年四月)
- (24) 佐藤泉『国語教科書の戦後史』(シリーズ言葉と社会4、勁草書房、二〇〇六年五月)

- (25) (22) に同じ。
- (26) 拙稿「国語教材としての「丹波与作」——近代以降の近松作品テキストの影響と教材観——」『文藝と思想』82、二〇一八年二月
- (27) (2) に同じ。
- (28) 紅野謙介×伊藤氏貴「特集 国語教育から文学が消える」(『季刊文科』78号、鳥影社、二〇一九年八月)、勝又基・猿倉信彦「古典は本当に必要なのか、否定論者と議論して本気で考えてみた。」(『文学通信』二〇一九年九月)等。
- (29) (17) 菊野論文。
- (30) (17) 菊野論文。

※なお、本稿は平成二十八〜三十一年度科学研究費・基盤研究(C)「国語教科書の日本近世作品教材の研究——解釈受容と教育の展開の分析」(研究代表者 大久保順子、課題番号16K02412)の研究成果の報告である。

